

公益財団法人 びわ湖霊園使用規程

(目的)

第1条 この規程は、公益財団法人びわ湖霊園(以下「霊園」という。)の適切な管理運営を図るために必要な事項を定めるものです。

(使用承認および使用事項の変更)

第2条 霊園を使用しようとする者は、別に定める使用申込書に住民票の抄本を添え、使用承認を受けなければなりません。

2 霊園の管理者(以下「管理者」という。)は特段の不適切な理由のない限り、使用承認証を交付します。

3 使用承認証の記載事項に変更が生じたときは、速やかに管理者に届け出て使用承認証の訂正を受けてください。

(使用資格)

第3条 霊園は、宗教宗派を問わずだれでも使用することができます。ただし、祭祀葬送その他の行事はそれぞれの伝統方法により厳粛に行い喧噪にわたることがあってはなりません。

(使用制限)

第4条 霊園には、焼骨または管理者が認めた遺品のほかは埋めてはなりません。なお、死体(死胎)の埋葬はできません。

2 霊園に墓碑および石碑等の工事やその他の設備工事を行うときは、事前に霊園の指定する石材店を通じて管理者に届け出て承認を受けなければなりません。

(使用料)

第5条 霊園を使用しようとする者は、使用申し込みをする際、別に定める使用料を納付しなければなりません。

(管理料)

第6条 霊園を使用する者は、霊園を適正に管理するために要する経費(事務管理および使用承認場所の墓地を除く園内の環境整備等)に充てるため別に定める管理料を管理者の請求によって、1年毎に1年分を前納しなければなりません。ただし、管理者が適当と認めたときは、5年分を前納することができます。

2 管理料を納期を過ぎても納入されなかったときは再度請求することになりますが、この場合は督促に要する事務費として1件当たり100円を加算して請求します。さらに2年以上にわたって納入されなかった場合は、延滞利息を含めて請求します。

3 物価の変動および施設の改善等により必要が生じた場合は、管理料の額を変更することがあります。

(使用料及び管理料の還付)

第7条 既納の使用料および管理料は一切お返しいたしません。ただし、管理者が霊園の使用を承認しない者にかかる既納の使用料および管理料はお返しいたします。

(使用場所の区分)

第8条 霊園の使用承認を受けたときは、正当な理由がない限り使用承認の日から起算して1年以内に使用場所の境に花崗岩などで境界石を設置し区画を明確にしなければなりません。

(霊園内の構造設備基準)

第9条 霊園に墓碑、石碑およびこれに類するものを設置する場合は、次の基準によらなければなりません。

ア 墓碑、石碑およびこれに類する設備の高さは2メートル以内とし、尊厳を維持するように努めてください。

イ 境界石の高さは0.5メートル以内とし、他の墳墓に迷惑のかからないようにしてください。

ウ 使用される墳墓との間は適当な間隔を保ってください。

エ 使用する墓地内には生木等は植えないようにしてください。

(裏面に続く)

(使用者の制限)

第 10 条 霊園には使用承認を受けた者の親族(民法第 725 条に規程する親族)のほかの者の焼骨を埋蔵してはいけません。ただし、管理者の承認を受けたときは埋蔵することができます。

(使用者の継承)

第 11 条 管理者の使用承認を受けた者が死亡したときは、当該使用承認を受けた者の親族のうち 1 人がこの使用を継承することができます。

2 前項の規定により使用の継承を受けた者は、あらかじめ別に定める使用者変更届を提出するとともに手数料を納付し管理者の承認を受けなければなりません。

(不要墓地)

第 12 条 管理者の使用承認を受けている墓地が不要になったときは、当該不要になった墓地を使用前の状態に復し使用承認証等必要書類を添えて管理者に返還しなければなりません。

(使用承認の取消)

第 13 条 管理者は次の各号のいずれかに該当するときは、使用者に対し 3 カ月以内に契約を履行するよう催告し、その間に履行がないときは本契約を解除します。

ア 管理料を 4 年以上納付しないとき

イ 使用承認を受けた者が死亡した日から起算して 1 カ年を経過しても、継承者の届け出がないとき

ウ 墳墓をその目的以外に使用したとき

エ 使用承認を受けた者が第三者に有償無償にかかわらず譲渡または貸与したとき

オ 他の使用者の信仰に圧力を加えたり、近隣に迷惑になるような行為をしたとき

カ この使用規程(以下「規程」という。)に違反したとき

2 前項の規定により使用承認を取り消したときは、霊園が設置する無縁墓地に改葬します。

3 前項の規定により改葬の済んだ墓地を当霊園が第三者に使用承認しても、当該改葬前の使用者および利害関係者は異議を申し立てることはできません。

(不可抗力による事故の責任)

第 14 条 天災地変等不可抗力による損害のうち、共同の施設に関する損傷については当霊園で補修します。

2 当霊園でのケガ、車の損傷、お客様同士のトラブル等については当霊園は一切の責任を負いません。

(規程の改正等)

第 15 条 規程の定めのない事項については、墓地埋葬等に関する法律(昭和 23 年法律第 48 号)等関係法令(以下「関係法令」という。)に定めるところによるほかその都度管理者が定めます。

2 関係法令等が改正された場合および社会情勢の変化や霊園の管理上必要が生じた場合には、霊園の理事会に諮って規程を改正することがあります。

(付則)

この規程は、平成 25 年 4 月 1 日から施行する。